

介護老人保健施設 陽光館のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 陽光館
- ・開設年月日 平成3年5月27日
- ・所在地 沖縄県うるま市字上江洲 661 番地
- ・電話番号 TEL(098)974-4000 FAX(098)974-4002
- ・管理者名 施設長 小渡 皐月
- ・介護保険指定番号 第 4750380000 号

(2) 運営方針

陽光館は、看護、医学的管理の下で介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活のお世話等の介護保険施設サービスを提供し、また、入所者の能力に応じて、入所者個々が日常生活を営むことができるよう生活リハビリテーションを中心に訓練を行い、1日でも早く在宅での生活に戻ることができるように支援することを目的としております。

(3) 施設の職員体制

	配置数	備考
施設管理者	1人	常勤兼務者、医師と兼務
医師	2人	常勤兼務者2名、内管理者と兼務1名
薬剤師	1人	常勤兼務者
看護職員	14人以上	
介護職員	35人以上	
支援相談員	2人以上	
リハビリ職員	5人以上	常勤兼務者 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を含む
管理栄養士	2人以上	
介護支援専門員	2人以上	
事務職員	2人以上	
調理員	7人以上	

(4) 入所定員：・定員140名(うち認知症専門棟40名)

療養室：・個室 4室 ・2人室 8室 ・3人室 4室 ・4人室 27室

2. サービスの内容

(1) 施設サービス計画立案

(2) 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 8時00分～ 9時00分

昼食 12時00分～ 13時00分

夕食 18時00分～ 19時00分

(3) 入浴 (入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭の対応となる場合があります。)

(4) 医学的管理・看護

(5) 介護(退所時の支援も行います)

(6) 機能訓練(個別及び集団リハビリテーション、レクリエーション)

(7) 相談援助サービス

(8) 栄養管理

(9) 理容室サービス：(毎週木曜日実施)

* これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科医院に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関：沖縄県立中部病院（うるま市字宮里208-3）
- ・協力歯科機関：スマイル歯科（うるま市字高江洲1080-1）

* なお、緊急の場合は、「本契約にかかる確認事項」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

4. 利用料金

(1) 基本料金施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

要介護度	1割負担分	31日の場合
要介護1	871円	27,001円
要介護2	947円	29,357円
要介護3	1,012円	31,372円
要介護4	1,072円	33,232円
要介護5	1,125円	34,875円

(2) 加算

加算の種類	料金	内容
初期加算(I)	(I)	入所日から起算して30日以内の加算。 急性期病棟がある病院から30日以内に退院し、入所した場合(I)を算定。
初期加算(II)	60円/1日 (II) 30円/1日	
夜勤職員配置加算	24円/1日	入所者20名に職員1名の夜勤配置を行った場合の加算。
サービス提供体制強化加算(II)	18円/1日	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合。
認知症ケア加算	76円/1日	認知症に伴う問題行動があり認知症専門棟でケアを行った場合の加算。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)	51円/1日	中間施設として在宅復帰・在宅療養支援等を積極的に行い、指定された数値を超えていること。
栄養マネジメント強化加算	11円/1日	低栄養状態のリスクが高い入所者に対して、栄養ケア計画に従い、週3回以上の食事観察を行い調整している場合
療養食加算	18円/1日	糖尿病食、肝臓食、腎臓食などの療養食を提供した場合の加算
短期集中リハビリテーション(I)	(I) 258円/1回	医師又は指示を受けた理学療法士、作業療法士が入所日より3ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行いADL評価を厚労省に提出した場合加算(I)提出しない場合は(II)。
短期集中リハビリテーション(II)	(II) 200円/1回	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	(I) 240円/1回	医師が認知症と判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれる入所者に、入所日より3ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合の加算。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)	(II) 120円/1回	
若年性認知症入所者受入加算	120円/1日	認知症の方(65歳未満)で、担当職員を数名配置し、介護サービスを提供した場合。
入所前後訪問指導加算	450円/1回	入所前後時に退所を目的とした施設サービス計画を策定

		及び診療方針の決定を行った場合。
試行的退所時指導加算	400 円／1 回	退所時に入所者及び家族に対して、退所後の療養上の指導を行った場合。
退所時情報提供加算(Ⅰ)	(Ⅰ) 500 円／1 回	居宅や他の社会福祉施設等へ退所する際、退所後の主治医に対して情報提供した場合。
退所時情報提供加算(Ⅱ)	(Ⅱ) 250 円／1 回	
入退所前連携加算(Ⅰ)	(Ⅰ)	入所者が退所後に利用を希望する居宅事業所と連帯し、入所者の同意を得て退所後の居宅サービス等の利用方針を定めている場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	600 円／1 回 (Ⅱ) 400 円／1 回	
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239 円／1 回	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎等の入所者に対して投薬、検査、注射、処置等を行った場合(月 1 回 7 回まで)。
外泊時費用 (1 月/6 回まで)	362 円／1 日	入所者の外泊時の外泊初日と最終日を除く、施設に在所していない日の加算。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60 円／1 月	入所者ごとの心身の状態等の基本的な情報を、厚生労働省へ提出し、適切なサービスを行った場合。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 53 円／1 月 (Ⅱ) 33 円／1 月	入所者ごとのリハビリ実施計画の内容等を厚生労働省へ提出し、適切なサービスを行った場合。
かかりつけ医連帯薬剤調整加算(Ⅰ)イ	(Ⅰ)イ 140 円/1 回	入所前に6種類以上の内服薬が処方されている方で、入所中に内服薬の減薬等調整がされ、主治医に情報提供を行った場合。 ※各加算併用可
かかりつけ医連帯薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	(Ⅰ)ロ 70 円/1 回	
かかりつけ医連帯薬剤調整加算(Ⅱ)	(Ⅱ) 240 円/1 回	
かかりつけ医連帯薬剤調整加算(Ⅲ)	(Ⅲ) 100 円/1 回	
安全対策体制加算	20 円/1 回	
退所時栄養情報連携加算	70 円/回	特別食・低栄養状態にある利用者の情報を入院先の医療機関へ情報を提供した場合。
再入所時栄養連携加算	200 円/回	医療機関から再入所する方で特別食等を提供する必要がある場合。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円／1 月	見守り機器等のテクノロジーを活用し、職員の負担軽減の上、利用者へより良いサービスを提供できている場合。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険基本単位・介護保険各種加算に 3.9%を乗じた額。	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険基本単位・介護保険各種加算に 2.1%を乗じた額。	
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護保険基本単位・介護保険各種加算に 0.8%を乗じた額。	

※詳細につきましては職員にお尋ねください。

(3) その他の費用

項目	料金	内容
①食費	1,653 円/1 日	但し食費は、介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方は、認定証に記載されている負担額が、1 日お支払

		いいただく食費の上限となります。
②居住費(多床室)	377 円／1 日	但し居住費は、介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方は、認定証に記載されている負担額が、1 日お支払いいただく居住費の上限となります。
上記の食費及び居住費については、国が定める負担限度額段階(第 1 段階～3 段階①、②)に基づく負担になります。		
③日常生活品費	300 円／1 日	石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、バスタオル、おしぼりの費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
④行事費	実費	陽光館の行事等に参加された際にお支払い頂きます。
⑤健康管理費	実費	インフルエンザ等の予防接種に関わる費用で、予防接種を実施した場合にお支払い頂きます。
⑥散髪代	1,300 円/1 回	毎週木曜日に理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

5. 施設利用に当たっての留意事項

①面会について

面会時間は、原則午前9時から午後8時までとなっております。

②外出・外泊について

イ) 外出・外泊される際は、前日までにサービスステーションに届け出てください。

ロ) 外出・外泊される際は、午後8時までにご帰館ください。

ハ) 外出・外泊中に急変等が生じた場合は、本人及び保護者(付き添い者)の責任で対応して頂くとともに、必ず施設へご連絡ください。

③飲酒・喫煙について

イ) 施設内での飲酒は禁止となっております。

ロ) 施設内での喫煙は原則禁煙となっております。

④電話・郵便・小包について

イ) お電話のお取り次ぎは、午前9時から午後8時までとなっておりますが、緊急の場合はこの限りではございません。

ロ) 手紙、小包等を出す場合は、事務所にお預けください。また、配達されてきた小包は、施設で預かり職員が直接本人にお渡しいたしますが、食料品の郵送はご遠慮ください。

⑤所持品・備品等の持ち込みについて

イ) 電化製品の持ち込みは原則としてご遠慮願います。是非、必要な製品については、施設に申し出てください。

ロ) 衣類、靴、帽子等の私物については、必ず名前を記入頂き、必要最低限の量をお預けください。

⑥金銭・貴重品について

イ) お金や貴重品の紛失・破損については責任を負いかねますので、お持ち込みにならない様をお願いします。

ロ) 預金通帳、年金証書等は、当施設では一切お預かり致しません。

⑦防犯カメラの設置について

イ) 当施設では入所者の安全管理の為、生活棟内に防犯カメラを設置しております。

ロ) 記録された映像につきましては、安全管理以外の目的で使用しません。

⑧施設外受診について

イ) 入所中、他の医療機関への受診は、施設からの依頼による診療のみとなっております。

また、受診の際は原則、ご家族・ご関係者がお付き添いをお願いします。

ロ) 他科受診を行う場合、投薬等の医療費が保険診療できない場合がありますので、必ず事務所にて説明(ご相談)を受けてください。

6. 非常災害対策

①防火設備: スプリンクラー・消火栓・消火器

②防災訓練: 年2回実施 (6月・12月)

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に快適な療養生活を送っていただくために、利用者の営利行為、宗教活動、特定の政治活動は禁止します。

8. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な処置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関等の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は保護者が指定する者及び保険者の指定する医療機関行政機関に対して速やかに連絡します。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますのでお気軽にご相談下さい。

(電話098-974-4000)

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただける他、施設以外の苦情等の相談窓口として下記の機関の利用もできます。

○名 称：沖縄県国民健康保険団体連合会

住 所：沖縄県那覇市西3丁目14番18号(国保会館)

連絡先：(098)860-9026(介護苦情相談)

○名 称：うるま市介護長寿課

住 所：うるましみどり町 1-1-1

連絡先：(098)973-3208

10. その他

当施設では、利用者様が安心して入所生活が送れますよう安全な環境づくりに努めておりますが、高齢者の方には心身の障害や老化に伴う様々な事故の危険性があります。転倒、転落、誤嚥などがその代表的なものであります。それらの事故は、骨折や外傷、窒息、肺炎などを引き起こし、死に至る場合があります。当施設では、そのような事故が発生しないよう細心を払っておりますが、ご利用者様、全ての行為を管理予測できるものではありませんのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

<重要事項説明書 2>

個人情報 の 利用 目的

介護老人保健施設陽光館では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を下記のとおり定めます。

○利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

(介護老人保健施設内部での利用目的)

- * 当施設が利用者等に提供するサービス
- * 介護保険事務
- * 介護サービスの利用者に係わる当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

(他の事業者等への情報提供を伴う利用目的)

- * 当施設が利用者などに提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅事業等との連携(サービス担当者会議等)、照会への対応
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- * 介護保険事務のうち
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- * 損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届け出等

○上記以外の利用目的

(当施設の内部での利用に係わる利用目的)

- * 当施設の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

(他事業者等への情報提供に係わる利用目的)

- * 当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供